

## 省エネ判定部からのお知らせ

# 建築物エネルギー消費性能適合性判定について

弊社は、構造計算適合性判定業務はもとより、新たに  
**建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を**  
**2017年4月より始めました。**

## 弊社の特長

### 1、判定エリアは日本全域です。

- ・東北・仙台から沖縄に至る**全国18事務所**において、日本全国どの地域に建設される建物の**建築物エネルギー消費性能確保計画書**についても提出を受付けます。
- ・**事前相談、事前審査**につきましては、弊社事務所に出向かなくても対応が可能です。お電話や電子データの受け取りにより相談、事前審査が可能となっております。

### 2、省エネ判定専門の部門が対応します。

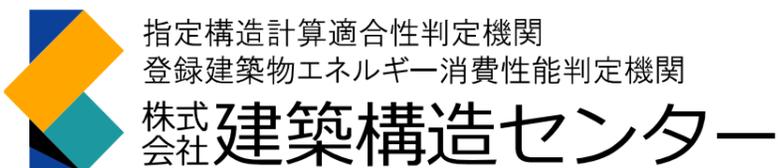
- ・**スピーディーで正確な対応**をモットーに対応いたします。
- ・初めて計画書を提出される方々に対し、分かりやすく説明、アドバイスさせていただきますので、いつでもお気軽にお問い合わせください。

### 3、確認申請提出先とは別に、省エネ適判の提出が可能です。

- ・いつも同じ省エネ適判機関を選んでいただければ、**効率的な対応**ができ、**判定時間の短縮化**も可能となります。
- ・また事前相談、事前審査を活用いただければ、**適合通知書取得時期**につきましても、**スケジュール化**が可能となります。

### 4、構造適判申請と同時に省エネ判定計画書を弊社に提出いただいた場合

- ・省エネ適判料金を**減額**いたします。



〒160-0022 東京都新宿区新宿1-8-1 大橋御苑ビル6階  
 担当：省エネ判定部 井上・田中  
 TEL：03-6413-5771 FAX：03-4450-1261  
 URL：http://www.kozocenter.co.jp/ E-mail：kkc-ecinfo01@kozocenter.co.jp

## 建築物エネルギー消費性能判定料金区分表 (税抜き金額)

計算方式	モデル建物法		
	A(ホテル・病院他)	B(事務所・学校他)	C(工場・自動車車庫)
建物モデル用途			
2,000㎡未満	120,000	90,000	70,000
2,000㎡～3,000㎡未満	150,000	110,000	80,000
3,000㎡～4,000㎡未満	180,000	130,000	100,000
4,000㎡～5,000㎡未満	220,000	160,000	120,000
5,000㎡～10,000㎡未満	270,000	190,000	140,000
10,000㎡～20,000㎡未満	330,000	220,000	170,000
20,000㎡～50,000㎡未満	390,000	270,000	210,000
50,000㎡～100,000㎡未満	480,000	320,000	260,000
100,000㎡～200,000㎡未満	600,000	400,000	310,000
200,000㎡以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り

計算方式	標準入力法		
	A(ホテル・病院他)	B(事務所・学校他)	C(工場・自動車車庫)
建物用途			
2,000㎡未満	220,000	150,000	100,000
2,000㎡～3,000㎡未満	280,000	190,000	130,000
3,000㎡～4,000㎡未満	340,000	230,000	160,000
4,000㎡～5,000㎡未満	420,000	280,000	190,000
5,000㎡～10,000㎡未満	490,000	330,000	210,000
10,000㎡～20,000㎡未満	580,000	390,000	250,000
20,000㎡～50,000㎡未満	690,000	460,000	280,000
50,000㎡～100,000㎡未満	810,000	540,000	320,000
100,000㎡～200,000㎡未満	960,000	640,000	380,000
200,000㎡以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り

- 1、建物モデル用途 A …… ホテル、総合病院、福祉施設、クリニック、大学、集会所
- 2、建物モデル用途 B …… 事務所、学校、幼稚園、講堂、大規模物販、小規模物販、飲食店
- 3、建物モデル用途 C …… 工場、自動車車庫
- 4、複合用途(住宅を含む)の場合… 非住宅部分の面積による。
- 5、複数用途の場合 …… 別途見積りと致します。
- 6、計画変更手数料 …… 当初適用される申請料金の60%とする。但し、計算方法を変更する場合、直前の判定を他の機関で行っている場合は、上記の表の通りとする。
- 7、軽微変更該当証明 …… 当初適用される申請料金の50%とする。  
交付手数料
- 8、増改築の場合 …… 既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合は、増改築部分の面積によるが、既存部分を再計算する場合は、既存部分を含めた面積により算定する。

### 工場用途の場合の料金算定面積について

モデル建物法の工場モデル用途建物については、物品の生産等に係る室を計算対象外とする事が出来るため、料金算定面積を次のように設定します。  
**料金算定面積 = 対象延べ床面積 - 計算対象外部分の面積**

### 複数用途の場合の別途見積り料金について

- 1、建物モデル用途A及びBの複数用途の場合 (Cを含まない)：AB両用途の合計面積の料金区分を基本料金として、全体料金については面積按分にて計算します。
- 2、建物モデル用途Cを含む場合：①面積区分は、各用途面積の合計を適用する。(但し、C用途については、上記の料金算定面積を用途面積とします。)  
 ②A用途を含む場合は、全体(合計)面積区分のA用途金額を適用します。  
 ③A用途を含まず、B、Cの複数用途の場合は、全体(合計)面積区分のB用途金額を適用します。  
 (※詳しくはお問い合わせください)

**構造計算適合性判定申請と同時に省エネ判定を提出して頂ければ、弊社業務規程を適用し省エネ判定料金を減額いたしますので、お問い合わせください。お待ちしております。**

# 建築物エネルギー消費性能確保計画・計画書提出までの流れ

- ・2,000㎡以上の非住宅の新築
- ・300㎡以上の非住宅の増改築で、増改築後の非住宅面積の合計が2,000㎡以上となる増改築

建築物エネルギー消費性能確保計画書の作成

所管行政庁または省エネ判定機関に提出

## 1、必要書類・図書



## 2、計算書作成手順

### ①計算（入力）方法の選択をします

- ・標準入力法 … 精緻な値の算出が可能。但し計算・図面作成には労力が必要です。
- ・モデル建物法 … 簡易な方法で計算可能。但し数値は若干悪く出ますが、労力は標準入力法に比べて少なく、判定手数料も低く押さえることが可能です。

一般的にはモデル建物法が推奨されています。

### ②モデル建物法入力シートVer2用(zip)H29.6.30 建築研究所HPよりダウンロード

### ③各種シート(13種類)に必要な事項を図面より読み取り記入します

<b>基本情報</b>	建物名称、地域区分、各種面積・高さ、建物モデル用途、計算対象面積
<b>外皮</b>	建物形状、外壁性能、窓性能
<b>空調</b>	空調熱源関連、外気処理、制御の有無
<b>換気</b>	機械室、便所、駐車場、厨房に関する換気
<b>照明</b>	モデル毎に決められた室の照明の評価、消費電力、制御システム
<b>給湯</b>	給湯設備の評価、熱源効率、配管保温仕様、節湯器具
<b>昇降機</b>	昇降機の有無、速度制御方式
<b>太陽光発電設備</b>	太陽電池の種類、アレイ設置方式、システム容量他

④シートへの入力完了後 CSVデータを出し名前をつけて保存する

⑤モデル建物法入力支援ツールVer2.3(建築研究所HP)を画面上に開く  
・支援ツール内の「読み」をクリックし、④で保存したCSVデータをアップロードして計算します

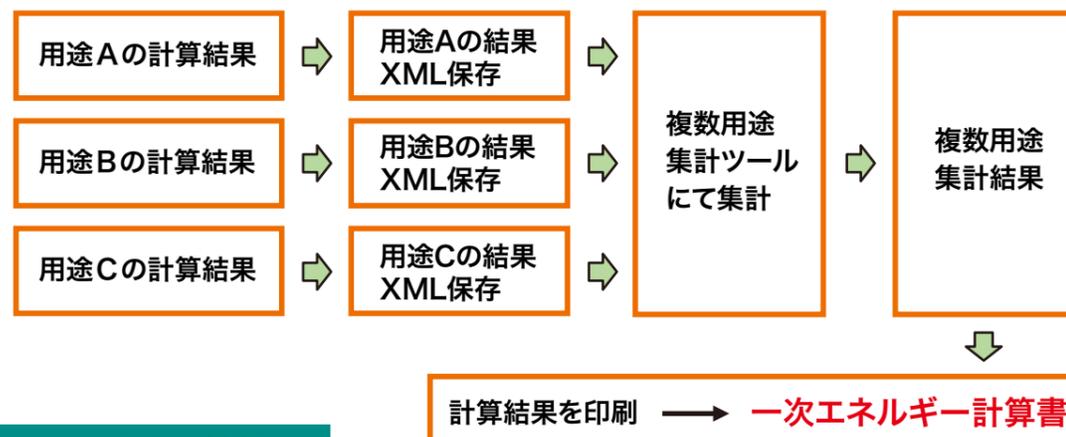
⑥計算結果を印刷 → 表紙(建築士名・押印)を添付し、計算書として図書に加えます

## 3、図面作成手順

- ①必要図書は、別紙受付予約票添付の図書リストによる
- ②図書への明示内容が決められている為、それらを図面に明示する必要がある。  
・前記【2、計算書作成手順】の項で入力シートに入力した内容の根拠を、全て図面で確認できるように明示する必要があります。  
例えば、面積算定表なども明示が必要となります。
- ③設計図書の記載例が一般社団法人日本サステナブル建築協会より出されております。  
(IBECのHP上にPDFデータ掲載されています)  
(必要であれば、弊社にてPDF化した資料がありますので、お申し出ください)

## 4、複数用途建物の計算書作成（補足）

3種類の用途を含む建築物の場合



## 5、お役立ち情報

国土交通省HPアドレス

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000005.html)

計算プログラム(建築研究所)HPアドレス

<http://www.kenken.go.jp/becc/#5>

## 6、省エネ計画書提出に関する相談

弊社では、「建築物エネルギー消費性能確保計画・計画書」提出に関連する相談を受付けております。遠慮なく本社または最寄りの弊社事務所にお問い合わせください。お待ちしております。